

令和7年3月14日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後2時00分 開議)

(出席議員11名)

1番	小	林	克	嘉
2番	梢		正	美
3番	表	谷	茂	浩
4番	中	谷	松	助
5番	福	田	晃	悦
6番	南		正	紀
7番	寺	井		強
8番	堂	下	健	一
9番	越	後	敏	明
10番	富	澤	軒	康
12番	林		一	夫

(欠席議員1名)

11番	櫻	井	俊	一
-----	---	---	---	---

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	稲	岡	健太郎		
副	町	長	庄	田	義	則
教	育	長	間	嶋	正	剛
町参事兼総務課長		山	下	光	雄	
富来支所長		吉	村		満	
企画財政課長		村	井		直	
デジタル情報課長		三	野	善	明	
税務課長		中	田	龍	一	
住民課長		横	田	義	浩	
子育て支援課長		東	山	和	憲	
健康福祉課長		宮	下		隆	
環境安全課長		上	滝	達	哉	
商工観光課長		福	田	秀	勝	

農林水産課長	前 田 稔
まち整備課長	山 内 勉
富来病院事務長	笠 原 雅 徳
会計管理者(会計課長)	平 野 雅 巳
学校教育課長	藤 井 専
生涯学習課長	大 島 信 雄

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	向 井 徹
議会事務局参事	飯 田 一 也
議会事務局次長	坂 上 大 輔

(議事日程)

日 程 第 1 諸般の報告

日 程 第 2 町長提出 議案第4号ないし第23号及び議案第25号ないし第32号
並びに請願第2号(委員長報告、質疑、討論、採決)

日 程 第 3 町長追加提出 議案第33号(提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

日 程 第 4 議員提出 発委第1号(趣旨説明、質疑、討論、採決)

日 程 第 5 常任委員及び議会運営委員の選任

日 程 第 6 教育民生常任委員会の閉会中の継続審査の件

日 程 第 7 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

(開 議)

福田晃悦議長 ただ今の出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸般の報告

福田晃悦議長 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

なお、先日の予算決算常任委員会で説明がありました正誤表も併せて配布しておりますので、ご了承願います。

諸般の報告を終ります。

日程第2 町長提出 議案第4号ないし第23号及び議案第25号ないし第32号並びに請願第2号（委員長報告、質疑、討論、採決）

福田晃悦議長 次に、町長提出 議案第4号ないし第23号及び議案第25号ないし第32号並びに請願第2号を一括して議題とします。

以上の各件の委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

福田晃悦議長 総務産業建設常任委員会委員長 寺井強君。

寺井強総務産業建設常任委員会委員長 はい、議長。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託された議案10件について、去る7日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告を申し上げます。

初めに、議案第11号 志賀町一般職の任期付職員の採用等に関する条例については、「令和6年能登半島地震からの復旧復興を加速させるため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し、必要な事項を定めることを目的として、新たに条例を制定するもの」との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号 志賀町観光振興基金条例については、「志賀町地域共生型施設の廃止に伴い廃止する志賀町地域共生型施設維持補修基金を活用し、観光振興の促進を目的として、新たに条例を制定するもの」との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 志賀町 コミュニティバスの運行に関する条例については、「コミュニティバス運行について、令和7年4月1日より、現在の定時定路線からA I（人工知能）を活用した予約制の乗合交通の運行形態に移行するにあたり、全部改正を行うもの」との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべき

ものと決しました。

委員からは、利用時の支払い方法や事業にかかる財源について質問があり、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第14号 志賀町行政組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例については、「令和6年能登半島地震からの復旧復興を加速させるため、まち整備課上下水道室を上下水道課に再編することに伴い、関係条例を整備するため、所要の改正を行うもの」との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

委員からは、職員の配置について質問があり、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第15号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、「刑法等の一部を改正する法律において、懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑が創設されることに伴い、関係条例を整備するため、所要の改正を行うもの」との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 志賀町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例について、及び、議案第17号 志賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例については、「関係法令の一部改正により、当該条例が引用する条項にずれが生じるため、所要の改正を行うもの」との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 志賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正により、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするための措置を講じるため、所要の改正を行うもの」との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 志賀町一般職の職員の給与に関する条例及び志賀町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例については、「令和6年人事院勧告の内容を考慮し、扶養手当や管理職特別勤務手当の支

給対象等を見直すため、所要の改正を行うもの」との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号 志賀町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例については、「水道法施行令の一部改正により、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改めるため、所要の改正を行うもの」との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

委員からは、資格者の確保について質問があり、担当課から詳細な説明を受けております。

以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

福田晃悦議長 教育民生常任委員会委員長 南正紀君。

南正紀教育民生常任委員会委員長 議長。

教育民生常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会におきまして、本委員会に付託された議案3件、請願2件につきまして、去る5日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求め審査しましたので、その経過及び結果についてご報告を申し上げます。

初めに、議案第20号 志賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正により、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても同要件を満たすことができることとなったことから「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改めるため、所要の改正を行うもの」との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 志賀町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、「児童扶養手当法施行令の一部改正により、受給資格の判定基準となる所得制限限度額が引上げとなるため、所要の改正を行うもの」との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

委員からは、対象世帯数などについて質問があり、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第22号 志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、「地方税法等の一部改正により、国民健康保険税に係る所得限度額を見直すため、所要の改正を行うもの」との説明を受け、採決の結果、全会一致で可

決すべきものと決しました。

委員からは、改正の影響がある世帯数などについて質問があり、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、請願第2号 選択的夫婦別姓制度をただちに導入するための国会審議を求める意見書の提出についての請願については、紹介議員から趣旨説明を受け、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上、教育民生常任委員会委員長報告といたします。

福田晃悦議長 予算決算常任委員会委員長 冨澤軒康君。

冨澤軒康予算決算常任委員会委員長 はい、議長。

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、予算決算常任委員会に付託された令和6年度補正予算に係る議案7件、並びに令和7年度各会計当初予算に係る議案8件、計15件について、去る6日、11日、12日の延べ3日間にわたり委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査をいたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

本委員会につきましては、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、審査経過については、省略させていただきますが、審査にあたっては、住民福祉の観点はもとより、事業の適正な支出や行政効果等も含め、各事業の効率的執行など、全般にわたって検討を加え、審査したところであります。

その結果、令和6年度補正予算については、議案第4号 令和6年度志賀町一般会計補正予算（第10号）についてないし議案第10号 令和6年度志賀町下水道事業会計補正予算（第5号）についての7件、全て、全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

令和7年度当初予算につきましては、議案第25号 令和7年度志賀町一般会計予算については、賛成多数、議案第26号 令和7年度志賀町国民健康保険特別会計予算についてないし議案第32号 令和7年度志賀町立富来病院事業会計予算についての7件は、全て、全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

町執行部におかれましては、令和6年度予算の執行及び令和7年度新年度予算には、本委員会の審査において出された意見や要望などを十分考慮され、事業の

必要性、緊急性や費用対効果を十分検討し、住民福祉の向上に努めていただくとともに、1日も早く「かえる、志賀町」の実現に向けて、復旧・復興事業を進めるよう、議会と共にご尽力いただくことを求めまして、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

福田晃悦議長 委員長報告を終ります。

(質 疑)

福田晃悦議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

福田晃悦議長 これより、各件に対する討論に入ります。

志賀町議会の運営に関する基準第102条により、討論は一括して行うことを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

中谷松助議員 はい。

福田晃悦議長 4番 中谷松助君。

中谷松助議員 日本共産党の中谷松助です。

私は、議案第25号 令和7年度志賀町一般会計予算について、について反対の立場から、そして、討論のための登壇は一回のみですので、請願第2号 選択的夫婦別姓制度を直ちに導入するための、国会審議を求める意見書の提出についての請願については、賛成の立場から討論を行います。

まず、議案第25号 令和7年度志賀町一般会計予算についてであります。

この予算案は、昨年の能登半島地震による被害に対し、一刻も早い状況に応じた復旧復興を成し遂げるための積極的・迅速的施策が特徴となっています。

ただ本予算案の中には、来年度も任意の事実上、志賀原発再稼働推進団体、志賀原子力発電所環境安全対策協議会への補助金435万円、小中学生のテスト付けとなってしまう町独自の学力調査外部委託料165万9,000円が含まれています。

原子力発電につきましては、東京電力福島第一原発事故ではっきりしたように、

もともと技術的に未確実なものを、この地震津波国において、無謀にも稼働させ、取り返しのつかない状況を作っています。事故は終わっていません。その収束もめどが立っていません。未だに2万人以上の方々が帰ることができていません。

また、昨年の本町での被災で、もし原発事故と地震などの複合災害が起きた場合、本当に悲惨なことになっただろうと、誰もが肌で感じました。

そんな中、CO2削減になるというわけですが、最悪の環境汚染を引き起こし、最大の省エネ・再エネ開発普及の足枷になっているのが原発です。

世界の流れは、脱原発、持続可能な省エネ・再エネ普及・開発です。志賀原発を廃炉にしても、廃炉のための仕事は当分あります。その間に省エネ・再エネ普及で雇用をシフトしていく。この流れを今からでも、押し進めていく必要があると思います。

よって、任意の団体、志賀原子力発電所環境安全対策協議会への補助は、もうやめるべきと思います。

小中学生町独自の学力調査委託料につきましては、今学校はテストテストで息苦しいものになってはいないでしょうか。全国的に少子化の中でも、減ることのない不登校問題も、勉強のスピードも早い、量も多い、テストもたくさんある今の学校の実態が大いに関係しているのではないのでしょうか。

もっとのびのびと、ゆっくりでもわかる喜びのある学校の構築が必要だと思います。

よって私は、外部委託までして学力テストをする必要はないと思います。

そして、本予算案には、復興リーディングプロジェクトとして大規模災害時復合型避難拠点施設整備設計委託料1億6千万円が計上されています。

私は、これからたくさんの復旧復興課題が待ち受けているわけです。加えて、大きく変わる町民の足となる予約制乗り合い交通しかばすいーじーの運行開始に伴うきめ細かい対応策と、マンパワーがいくらあっても足りないくらいの状況が予想されます。

やはりそこは、あまり一度に無理をしますと、良い知恵も工夫も浮かびません。ここは一度、立ち止まって大規模集中型避難所よりも先に、身近な分散型の、津波にも配慮した、地域に根差した避難所の明確化、充実こそ、まずやるべきだと思います。

以上、これらの理由で、議案第25号 令和7年度志賀町一般会計予算については、反対とさせていただきます。

次に、請願第2号 選択的夫婦別姓制度を直ちに導入するための国会審議を求める意見書の提出についての請願についてであります。

まずは、選択的夫婦別姓制度は、言い方を変えれば、夫婦同姓か、別姓かの選択制度だということです。同姓か、別姓かを選択できるようにするもので、誰も強制されることのない仕組みです。

最近の世論調査では、約7割が選択的夫婦別姓制度に賛成し、若年層ほど賛成が多く、特に、女性の方々からの声が大きくなっているようです。

2024年6月には、日本経済団体連合会が今国際経済社会の中、導入を求める提言を発表しました。同制度の導入を求める地方議会の意見書も、次々採択されています。

日本では、婚姻における夫婦別姓が認められないために、望まない改姓、事実婚、通称使用などによる、不利益や不都合を強いられる人が多く存在しているようです。

夫婦同姓を法律で定めているのは、世界広し、と言えども、この日本だけだそうです。婚姻の際、96パーセントが夫の姓になっており、女性に多大な負担と、なんとも言えない苦痛を与えているようです。

確かに、男女関係なく苗字と名前は一体のものです。個人の人格を一体に示すものです。生まれ持った氏名で生き続けたいという思いをもたれるのは、当然だと思います。

それは夫婦間の愛情の問題とは別のもので、むしろ互いを尊重するという立場についても、より絆を深めるものになるのではないのでしょうか。

そこに産まれたお子さんが、たとえ違う氏名になったとしても、何の不自然さもないのではないのでしょうか。民主的な、新しい日本の家庭、家風になるのではないのでしょうか。

そういった意味から私は、請願第2号 選択的夫婦別姓制度を直ちに導入するための国会審議を求める意見書の提出についての請願には、賛成とさせていただきます。

以上であります。議員各位におかれましては、現実的な身の丈にあった施策

の実行と、大きな立場からのご発信をされんことをお訴え申し上げまして、私の反対と賛成の討論とさせていただきます。ありがとうございます。

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

林一夫議員 議長。

福田晃悦議長 はい、12番 林一夫君。

林一夫議員 はい、議長。

私は、令和7年第1回志賀町議会定例会にあたり、議案第25号 令和7年度志賀町一般会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

人口減少と少子高齢化、5年間続いて未だ完全収束とはならない新型コロナなどの感染症対策、加えて、昨年1月1日の能登半島を襲った大震災、異常気象等に起因する大雨など、私達を取り巻く各種の生活環境の変化により、決して楽観的で希望が持てる状況ではなくなり、今後も地域はますます疲弊し、日常生活自体も困難性を高めていくものと推測いたします。

地域が継続し得る活力を取り戻すための施策に、官民上げて的確な判断とスピード感をもったの取り組みが必須となっています。能登半島地震が起きてから450日を目前にしています。この間、今日まで稲岡町長をはじめ志賀町役場執行部、また職員の皆様には通常業務に加えて全国の自治体からの応援スタッフの方々とともに昼夜を問わず、休日も返上して、被災者支援とインフラ復旧にあたってくださいました。

現在、町のホームページに掲載されている令和6年能登半島地震対応検証報告書を見ましても、職員の皆さんが携わった震災対応業務の過酷さが十分に伝わってまいります。改めて敬意と感謝申し上げます。ありがとうございました。これからも継続しての取り組みをお願いいたします。

そして、自身の反省と自戒をもって申し上げます。我々議会側においては、根拠に乏しい生半可な知識や、必ずしも正確とは言えない情報等に翻弄されることなく、また地域エゴや甘えに偏らず、否定するだけの議論ではなく、建設的で前向きな代案、つまり代わりの案をもったの議論に努めなければなりません。このことは、平成31年4月に、議会の総意として定めた志賀町議会基本条例第3条の議会の活動原則、議員相互間の自由闊達な討議を通して、意見を集約する、ということに他なりません。

また、震災対応全般において、大局的見地に立って、執行部と相協力しながら、執行権を阻害することなく、昨年7月に他の周辺自治体に先駆けて策定された志賀町復興計画に則って、具体的な進捗を図っていくことが、我々の使命であると思います。

二元代表制の一翼の名に恥じない、町民本位の視点に立っての、議会全体の統一した活動に努めるなど、執行側との協調姿勢こそが、多数の町民の願いであり、町民世論でもあります。

また、一方、執行部におかれましても、今日の事態を斟酌すれば、今こそ、町執行部の矜持、つまり、自負と自信をもつての執行権の行使を行い、必要により専決処分も厭わないスピード感で、震災からの復旧復興の推進を行っていただきたいと思っています。

今町民各位が求めておられるのは、役場執行部と町議会の一体となった震災対応の姿であります。これらの観点に基づき、具体的な施策について意見を申し上げます。

震災直後の暫定予算となった令和6年度の一般会計当初予算は371億円であり、通常年の約3倍となるものであります。

各種の補正が加えられ、この3月、今年度末時点での予定額は400億円にも及ぶものとなっています。

それに引き続いての令和7年度の一般会計の当初予算額は386億円となり、過去最高額となっています。今定例会の説明資料においても、災害復旧費予算額が75億円、復興関連予算額が161億円と示され、これら合わせて236億円、これに令和6年度からの繰り越し分70億円を加えますと、300億円を有に超える復旧復興費となります。

今こそ志賀町執行部、志賀町議会、全町民が一丸となって、事業の進捗に努めなければなりません。

本議案にも志賀町復興計画に搭載の諸々の事業が毛細血管のごとく、事業内容の隅々にまで行き渡っていると思います。

その中での最優先の課題は、被災して住居を失った方々が、応急仮設住宅等から終の棲家ともなり得る災害公営住宅への入居を早期に実現し、安定した生活に戻れることと、将来に安心感が得られることであります。

その事業の対応には、専門的な知見に基づいて、客観的な立場からの国や県の指導、助言を受けて、それに基づく志賀町役場職員の手になるたたき台の立案が必須であります。今後さまざまな遅延要因が生じてくると思われます。

まずは、執行部案となる早急な災害公営住宅整備地の選定と、その用地の確保、整備が急がれます。

被災して、入居を希望されている方々からの意見聴取も大切であろうと思いますが、まずはさまざまな先行事例に倣い、各種の研究成果も活かしながら、スピード感を持って、事業の進捗を図ることが大切であろうと思います。

本町は被災6市町の中で、公営住宅の整備が遅れていると言われておりますので、住民感情に照らしても、急がなければならないものであります。

また、用地確保等の過程において、一部の住民や、まして利害関係者との接触などは、事業推進の妨げとなり、また不公平等の基となり得ます。自重しなければなりません。

同時に、復旧復興の取組仮定において、物事のすべてを必ずしも元の状態に戻すことにこだわらず、時代の変化に合わせて、この震災を契機として、見直すべき事業も数多く存在するものと思われます。将来共に必要なものと、この際捨て去るべきものを仕分けすること、その上で必要とされたものをどのように使い勝手よく見直しをかけるかが必要となります。

その見直しのきっかけとなるヒントが、前段でも取り上げた志賀町令和6年能登半島地震復興計画に盛り込まれていると思います。

この計画は、当面5年間でのものとなっていますが、復興に向けての基本理念、将来像の設定等も記されており、今後のマイルストーンとして活用されなければなりません。

尚、この冊子の内容検討についても、短期間の中で、多方面にわたる精度の高い考察が加えられており、驚きをもって高く評価いたします。

また、この冊子策定にも関わり、今定例会を最後に、この議場を去られる方もおられるかと思います。

今日までのご献身、ご苦勞に感謝と労いを申し上げます。

その他の施策については、取り上げる暇ありませんが、復旧復興施策はもとより、将来に向けての産業振興のための新たな企業団地の用地の調査検討、震災

を契機としての補助金を活用しての農業振興策、地域コミュニティの維持発展策等も盛り込まれています。

過去最高額予算の名に恥じない、ボリュームと復旧復興への意欲が感じられる予算として、高く評価したいと思います。

今後、行きつ戻りつの議論は当然のこととして、まずは今定例会に上程されている議案第25号 志賀町一般会計予算について、すっきりと全会一致をもって賛同いただいて、執行部には復旧復興に向けての歩みを、力強くスピーディーに実行されますように期待しています。

その他残余の議案につきましても、町政推進上、必要な施策であり、いずれも賛意を申し上げます。

今まさに震災復興を契機としての、町を変える時であろうと思います。

稲岡町長にはリーダーシップを発揮され、英断をもって諸事業に取り組まれますように要望いたします。

改めて議員各位におかれましても、本案にご賛同いただき、良識あるご判断をお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

福田晃悦議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 他にありませんか。討論を終結します。

(採 決)

福田晃悦議長 これより、採決します。

まず、町長提出 議案第4号 令和6年度志賀町一般会計補正予算(第10号)について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおりを決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立10名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 5 号 令和 6 年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について、ないし議案第 10 号 令和 6 年度志賀町下水道事業会計補正予算（第 5 号）についてを、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 11 号 志賀町一般職の任期付職員の採用等に関する条例について、ないし議案第 23 号 志賀町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 25 号 令和 7 年度志賀町一般会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます

（起立 9 名）

福田晃悦議長 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 26 号 令和 7 年度志賀町国民健康保険特別会計予算について、ないし議案第 32 号 令和 7 年度志賀町立富来病院事業会計予算についてを、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、請願の採決を行います。

請願第2号 選択的夫婦別姓制度をただちに導入するための国会審議を求める意見書の提出についての請願を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、原案のとおり採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立2名)

福田晃悦議長 起立少数。

よって、本案は、不採択と決しました。

日程第3 町長追加提出 議案第33号 提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

福田晃悦議長 次に、本日、町長から追加提出のありました、議案第33号 財産の処分について(地域共生型施設「花のミュージアム フローリィ」)を議題とします。

本案に対する提案理由の説明を求めます。

稲岡町長。

稲岡健太郎町長 議長。

去る2月25日に提出しました案件に追加して、本日提出することをお認めいただいた財産の処分に係る議案1件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第33号 財産の処分については、地域共生型施設「花のミュージアム フローリィ」の廃止に伴い、土地、建物及び構築物を、北陸電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 松田光司に1,141万3,525円で売却するものであります。

以上で追加提案の説明を終わりますが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

福田晃悦議長 説明を終わります。

(質 疑)

福田晃悦議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 省 略)

福田晃悦議長 お諮りします。

本案につきましては、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

福田晃悦議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

福田晃悦議長 これより採決します。

町長から追加提出のありました議案第33号 財産の処分について（地域共生型施設「花のミュージアム フローリィ」）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 10 名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 4 発委第 1 号（趣旨説明・質疑・討論 採決）

福田晃悦議長 次に、本日、議会運営委員会委員長櫻井俊一君から提出のありました、
発委第 1 号 志賀町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
についてを、議題とします。

本案の提出者から、説明を求めます。

議会運営委員会副委員長 寺井強君。

寺井強議員 はい。

志賀町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についての趣
旨説明、議会運営委員会副委員長の寺井強です。

発委第 1 号 志賀町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
について、趣旨説明をいたします。

デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、行
政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正
されました。

つきましては、法第 2 条第 8 項以降が 1 項ずつ繰り下がることに伴い、法改正
に対応するため、志賀町議会の個人情報の保護に関する条例の法引用条項を改め
るほか、関係条文の整備が必要であることから、一部改正を行うものであります。

議員各位におかれましては、提案趣旨をご理解され、ご賛同頂きますようお願い
い申し上げ、本案の趣旨説明といたします。

福田晃悦議長 説明を終わります。

(質 疑)

福田晃悦議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

福田晃悦議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

福田晃悦議長 これより採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立10名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 常任委員及び議会運営委員の選任

福田晃悦議長 次に、常任委員及び議会運営委員の選任を行います。

常任委員及び議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第7条第5項の規定により、任期満了前60日以内に行うことができる、となっております。

お諮りします。

常任委員及び議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、常任委員及び議会運営委員は、お手元に配付の名簿のとおり、選任することに決しました。

なお、ただ今、選任されました常任委員及び議会運営委員の任期の開始日は、委員会条例第4条の規定により、本年5月9日からとなります。

従いまして、ただ今選任された各委員は、委員会条例第9条第1項の規定により、任期開始後速やかに、議長が通知により各委員会を招集しますので、当該会議で正副委員長の互選を行ってください。

日程第6 教育民生常任委員会の閉会中の継続審査の件

福田晃悦議長 次に、教育民生常任委員会委員長から、お手元に配付のとおり、請願第1号 高額療養費改定の見直しを求める請願について、閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを議題とします。

お諮りします。

教育民生常任委員会委員長から申し出のとおり、請願第1号 高額療養費改定の見直しを求める請願について閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

日程第7 各常任委員会・議運閉会中継続審査及び調査の件

福田晃悦議長 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、これを議題とします。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

(閉 議 ・ 閉 会)

福田晃悦議長 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。

稲岡健太郎町長 議長。

福田晃悦議長 町長が発言を求めていますので、これを許可します。

稲岡町長。

稲岡健太郎町長 議長。

発言の機会をいただき、誠にありがとうございます。

令和7年第1回志賀町議会定例会の閉会にあたり、議員の皆様方にご挨拶を申し上げます。

今定例会では、一般会計のほか特別会計及び企業会計を合わせて8会計の令和7年度の当初予算をはじめ、令和6年度の各会計補正予算、条例の制定及び改廃のほか、先程は追加案件として財産の処分についてご審議をいただきました。

議員各位には、いずれも慎重審議の上、円滑に全ての案件を可決していただき、心から御礼を申し上げます。

今定例会の会期中に、議員各位からいただきましたご指摘やご提案などは、その趣旨を十分に踏まえて、復興に向けた新しいまちづくりの実現に反映させていきたいと考えております。

また、今月31日の任期満了をもちまして、庄田副町長が退任いたします。

平成25年4月から3期12年にわたり、町長の補佐役として、県庁で培った豊富な行政経験と幅広い人脈を遺憾なく発揮され、国や県といった関係各所との連携・調整を円滑に図ることはもとより、町の将来を見据えたまちづくりの陣頭指揮をとり、多岐に渡る場面で適宜適切な方策を打ち出していただくなど、志賀町の発展に大いにご尽力いただきました。その長年のご労苦に対し深甚なる感謝の意を表します。

私たちは、庄田副町長が築き上げた財産をしっかりと受け継ぎながら、諸課題を克服し、復旧・復興、そしてさらなる発展を目指してまいります。

庄田副町長におかれましては、これからも、ご健康にご留意いただき、さらにご活躍されますことを心からご祈念申し上げます。

以上、令和7年第1回志賀町議会定例会の閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

庄田義則副町長 議長。

福田晃悦議長 副町長が発言を求めていますので、これを許可します。

庄田副町長。

庄田義則副町長 発言の機会をいただきありがとうございます。

先程町長の発言にもありましたとおり今月の31日の任期満了をもちまして志賀町副町長の職を退任させていただくことになりました。それにあたりまして退任のご挨拶とお礼をしたいと思います。

平成25年4月に就任し3期12年の間、議員の皆さん、また町長を始めとする職員の皆さん、町民の皆さんなどなど、たくさんの方々と出会い、さまざまな経験をし、いろいろな方々の支えで、仕事のみならずプライベートにおいても充実した時間を過ごさせていただきました。

この間の私の副町長としての評価は、また皆さんにお任せするところでありますけれども、私が12年間も志賀の副町長を務めてこられましたのは、皆様のご指導とご支援、それからまたご協力もあったからこそと思っており、深く感謝を申し上げたいと思います。

この12年間の所感につきましては、先の南議員の一般質問でも述べさせていただきましたので、改めて申しませんけれども、震災からの復旧復興のほか、多くの行政課題が山積する中で退任ということに心残りはありませんと言ったら、正直、嘘のようになってしまいます。

心残りがありますけれども、今思うこととしましては、いつも言われていることでありますが、志賀町は自然、食、歴史、文化、そして人の温かさが織りなす魅力ある町です。その魅力をさらに磨き上げていくためにも町長、議会の皆さんが車の両輪として、さらにまた、国、県はもとより町民の皆さん、民間事業者などさまざまな方々の協力の下、取り組みを進め、志賀町がますます発展することを心から願っているところであります。

私自身の今後のことについては、まったく白紙の状態でありますけれども、これから時間もありますので、じっくり考えていきたいと考えております。

皆様には大変お世話になり、ありがとうございました。

改めて、この12年間の感謝を申し上げ、退任にあたってのご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

福田晃悦議長 ただ今、庄田副町長より退任のご挨拶がありました。

ここで3期12年にわたり、本町に功績をいただきました庄田副町長に、労いの花束を議会からお送りしたいと思います。

向井徹議会事務局長 それでは庄田副町長と福田議長は、演台前へお進み下さい。

福田晃悦議長 12年にわたり、志賀町に御尽力いただき誠にありがとうございました。

志賀町議会から感謝の意を表す花束です。3月31日退任の日まで副町長室に飾っていただければ幸いです。どうもお疲れさまでした。

(庄田副町長に花束を贈呈)

福田晃悦議長 以上で令和7年第1回志賀町議会定例会を閉会します。

(午後3時05分 閉会)

議 長 報 告

- 1 議長報告第5号
例月出納検査の結果について
(令和7年2月28日実施)
- 2 議長報告第6号
財政援助団体等監査の結果について(株式会社いこいの村能登半島)
- 3 議長報告第7号
入札結果調書について
(令和7年2月26日 11件)
- 4 議長報告第8号
委員会審査報告書
- 5 議長報告第9号
閉会中の継続調査について
- 6 議長報告第10号
委員会所管事務調査等報告書について(原子力発電所対策特別委員会)
- 7 議長報告第11号
令和5年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書の提出について
- 8 議長報告第12号
陳情書について

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 福 田 晃 悦

志賀町議会議員 林 一 夫

志賀町議会議員 小 林 克 嘉